

市制施行55周年えびな市民まつり2026

ブース出店募集要項

令和 8 年 7 月

1 開催目的

えびな市民まつり（以下「市民まつり」という。）の開催を通じて、えびなの「魅力」「活力」「地域力」を発信するとともに、市民及び参加者に「笑顔」や「元気」を届ける。

2 開催概要

(1) 開催日

令和 8 年 11 月 15 日（日） 9：30～18：30 ※荒天中止

(2) 会場

海老名運動公園（海老名市社家4032番地の1）

3 主催／実施主体

海老名市／えびな市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 募集内容

(1) 出店場所 : 海老名運動公園 陸上競技場等

(2) 出店日時 : 令和 8 年 11 月 15 日（日） 9：30～18：00

(3) 募集件数 : 100ブース程度

5 募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 31 日（金）

6 応募条件

市民まつりの目的に賛同し、次の項目をすべて満たしていること。

(1) 出店団体構成員は、原則全員が海老名市民であること。

※ 海老名市民とは、海老名市内在住、在勤、在学者のことです。

なお、営業所、事業所又は店舗が市外にある場合は、在勤の対象外となります。

(2) 主に海老名市内で活動している団体であること。

※ 市民で構成されていても、市外で活動している場合は対象外となります。

※ キッチンカーで活動されている団体は「食品営業許可証」の「施設の所在地」で判断し、海老名市外の場合は対象外となります。

(3) 団体住所に書類が届き、携帯番号やメールでの連絡が付くこと。

※ 出店する全ての団体を「えびな市民まつり」としてまとめて、県保健福祉事務所に出品内容の確認をします。連絡がつかない団体があることで県保健福祉事務所への確認が遅れ、その他の出店団体が迷惑を被ります。このことから書類が届かない、連絡がつかない団体については、出店をお断りさせていただく場合があります。

(4) 次の項目をすべて満たしている団体であること。

ア ギャンブル性のある出品内容でないこと。

イ 政治、宗教的な意味合いのある出品内容でないこと。

ウ 暴力団の組員や関係者でないこと。

エ 強引な客引きや勧誘、入会手続きなどを来場者に強要することがないこと。

オ 著作権などの関係法令を厳守すること。

カ 何らかのトラブルが生じた場合、出店側が一切の責任を負うこと。

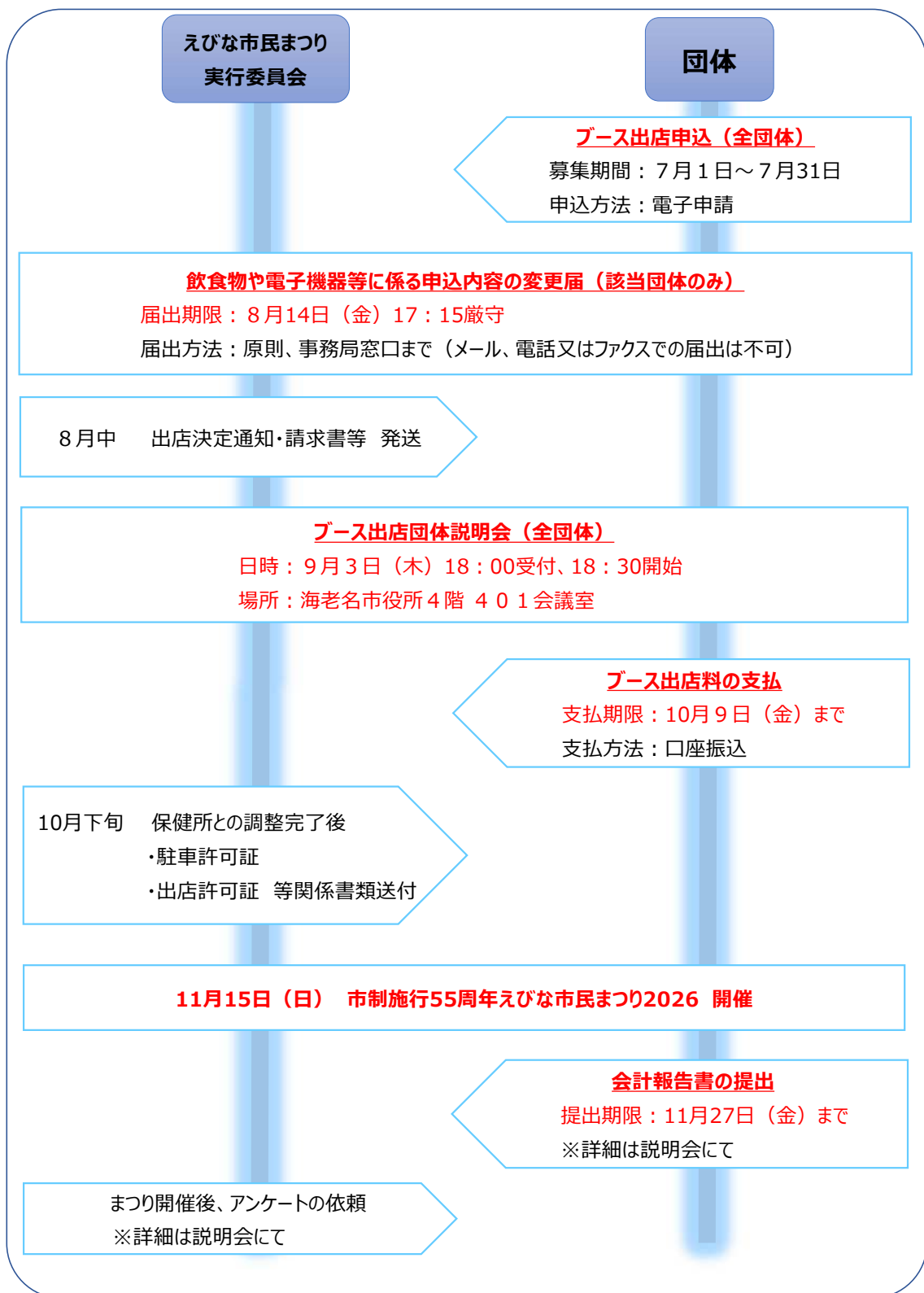
(5) 一般的な感染症対策を実施し、来場者及び出店者の安全、安心を確保するための対策を行うこと。

(6) その他、市民まつりの開催に際し、実行委員会の指示に従える団体であること。

※ 「名義貸し」は厳禁です。発覚した場合、今回及び翌年以降も出店をお断りさせていただきます。

**飲食物及び火気を使用する団体は実行委員会が定める
「飲食物の販売ルール」、「火気使用ルール」を厳守すること**

7 応募フロー



8 自治体SMS（ショートメッセージ）の活用

説明会のリマインドや、当日の中止連絡等を自治体SMS（ショートメッセージ）を活用してご連絡いたします。そのため、ブース出店申込書に記載いただく電話番号は、ショートメッセージをご確認いただける携帯番号を記載してください。

9 出店品目の制限

(1) 出店において、縁日的要素の強い品目を販売・提供はできません。

例) ヨーヨーすくい、金魚すくい、輪投げ、当てくじ、電球ソーダ、ジャガバタ、チーズハットグ、お絵かきせんべい、わたがし、お面、チョコバナナ、光るおもちゃ、りんご・いちご飴等、10円パン、チュロス、トルネードポテト 等

(2) 他団体と販売・提供する品目の重複が多い場合、品目数の調整に速やかに応じること。

※ 焼きそば、フランクフルト、お好み焼き、たこ焼き、焼き鳥、かき氷、は、例年品目数が多くなる傾向です。当該品目を販売・提供される団体は品目調整が行われる可能性があることをご留意ください。また、上記品目以外でも、品目数過多の場合、品目調整を行います。

10 出店費

出店費の詳細は、次の料金表をご確認ください。

出店費は「基本料金」、「追加物品料金」、「電気使用料金」の合計額となります。

(1) 基本料金

申込区分	来場者からの 料金徴収	出店区分	基本料金	内訳
市内一般団体	有	飲 食	35,000円	テント (360cm×540cm) 各団体 <u>1 張</u> 、照明器具あり
		飲食以外	20,000円	
	無		10,000円	
市内公益団体	有	飲 食	15,000円	
		物 販	10,000円	
	無	展示・体験	3,000円	

◎ 市内一般団体 例) 市内企業、市内飲食店、市内サークル・同好会 等

◎ 市内公益団体 例) 公益社団法人、障がい者支援団体、高齢者支援団体 等

※ 趣味的な活動やサークル活動、団体の会員だけが利益を得る活動を行う団体は公益団体ではありません。市民や地域における公益的な活動をしている団体が公益団体となります。

※ 企業や営利団体が公益的な活動を行う場合は公益団体ではありません。

★ 飲食区分とは：ブース内で簡易的な調理（揚げる、焼く、蒸す等）を行うもの

★ 物販区分とは：ブース内で調理を行わず、保健所の許可を得た施設で事前に調理をしたものや既製品、雑貨等を販売するもの

★ 展示・体験区分とは：日頃の活動のPRやワークショップ等の体験を行うもの

(2) 追加物品料金

物品名	単位	来場者からの料金徴収	
		有	無
テーブル (180cm×45cm)	1 台	1,000円 (レンタル)	500円 (レンタル)
イス	1 脚	600円 (レンタル)	300円 (レンタル)
テーブル保護シート ※火気・IHコンロ使用団体のみ。 ※持参の場合、必要なし。	1 枚	500円 (購入)	
消火器 ※火気・IHコンロ使用団体のみ。 ※持参の場合、必要なし。	1 本	事前申込 1,100円 (レンタル) 当日申込 2,200円 (レンタル) ※使用した場合、消火器詰め替え費として+4,000円 ※当日申込の場合、本部テントにて代金をお支払い	

(3) 電気使用料金

申込区分	出店区分	単価	内容	備考
市内一般団体	全 て	15,000円	コンセント (2 口) 1 個貸し出し ※最大1,500W	500W追加ごとに 2,000円
市内公益団体	飲 食	7,500円		
	物 販	5,000円		
	展示・体験	免 除		

11 基本料金・追加物品料金・電気使用料金に係る注意事項

- (1) 同一グループ（店舗・企業）による複数出店はできません。
- (2) 主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合を除き、出店費の返金はありません。
貸し出した物品を破損・紛失した場合は、実費分をご負担いただきます。
- (3) 「電気使用量」は正確な電気使用量をご記入ください。
※ 申請した電気使用量を超過した場合、当該ブース周辺一帯が停電するため、必ず使用するすべての電気機器のワット数を正確に調べてください。
- (4) 貸し出すコンセントは、2口で最大1,500Wまで対応可能なものです。
電気使用量が1,500Wを超える場合は、コンセントを増設することから追加料金（500W追加ごとに2,000円）が発生します。
また、申請された電気使用量に基づき仮設電気工事を行っており、各ブースごとに使用量を上限設定しているため、申請のない電気機器は絶対に使用しないでください。
例1) 600Wの電気機器を2つ申請する場合は、合計1,200Wとなるため、コンセント（2口）を1つ貸し出します。コンセントの最大1,500Wまで300Wありますが、申請した電気使用量に基づき上限を設定しているため、申請していない電気機器は絶対に使用しないでください。
例2) 800Wの電気機器を2つ使用する場合は、合計1,600Wとなるため、追加料金2,000円（500W）をお支払いの上、コンセント（2口）を1個追加でお貸しします。それぞれのコンセントは800Wを上限に設定しているため、申請していない電気機器は絶対に使用しないでください。
- (5) **事前に申請のあった内容を超える電力量を使用し、周辺を停電させた場合、出店停止及び店名を公表し、翌年以降も出店をお断りさせていただきます。**
- (6) **各団体からの申請内容に基づき、仮設電気工事を発注するため、8月14日（金）の変更期限後の対応はできません。**

12 ゴミ処理チケットの販売について

当日、本部テントにてゴミ処理チケットの販売を行います。

出店者の方は、指定のゴミ捨て場以外にゴミを捨てることはできません。

販売時間内にチケットを購入し、指定の時間・場所にチケットとゴミをお持ちください。

チケット1枚につき、出せるゴミは45ℓサイズ1袋となります。

※ 当日使用するゴミ袋は、市が指定するゴミ袋である必要はありません。

- (1) ゴミ処理受付時間（予定場所：陸上競技場ステージ裏側）

- ① 午後1時から 午後2時まで
- ② 午後3時から 午後4時まで
- ③ 午後6時から 午後7時まで

※ 1回の排出量に制限はありません。チケット1枚につき、1回、回収できます。

- (2) ゴミ処理チケット料金

ゴミの種類	廃棄可能容量	チケット金額	チケット販売時間
燃やせるゴミ	各種 45ℓ	1枚500円	午前8時30分から午後6時
ペットボトル			
ビン			
カン			
ダンボール	制限なし		

- (3) 受付可能品目

ゴミの種類	備考
燃やせるゴミ	生ごみ、紙製、保冷剤、炭、プラスチック※1、ビニール、ロープ、ホース、衣類、履物、油（固めたもの、タオル等で吸い込ませたもの）、発泡スチロール（砕いたもの）、アルミホイル
ペットボトル	中身が残っているもの、キャップ、ラベル付きのものは不可
ビン	
カン	スプレー缶は中身を抜いたもの
ダンボール	

※1 「プラ」マーク記載品目、ポリバケツ・ボウル、ストロー、容器類、カップ類等

- (4) 受付不可品目

ゴミの種類	備考
燃やせないゴミ	金属類、ガラス類、ライター、電池、蛍光灯、危険物（刃物類）、家庭用金物類（やかん、鍋、金網、フライパンなど）、電気製品など

13 駐車場使用料

出店団体の駐車場は、1 団体につき 1 台分を有料（一律1,000円）で確保します。

駐車料金	駐車場について
1,000円 ※ 希望する場合	出店団体の駐車場は、1 団体につき 1 台分とします。 □ 駐車場サイズ：幅2.5m 長さ5.0m 高さ2.7m

14 申込方法

内容確認や団体の活動内容等について聞き取りを行いますので、出店責任者の方や申込内容を理解している方が申してください。

※ 不備があった場合、申込を受け付けることができませんので、本要項を熟読のうえ、不備がないようご注意ください。

申込方法		受付連絡
電子	市ホームページから電子申請を行ってください。 詳細は、市ホームページ又は二次元コードから。 	申請後すぐに 受付完了メールを送信

※ 電子申請が難しい場合は、お問い合わせください。

注意事項
1 出店責任者は、当日ブース内に常駐してください。事務局からの連絡は、全て出店責任者の方に行います。
2 漏れがないよう入力してください。特に、停電の恐れがあるため、「電気使用量」は、正確な数値を入力してください。
3 出店団体構成員は申込いただいていた方のみとなります。活動実績については、市内外問わず、直近2年間の活動実績を入力してください。
4 市内活動証明については次の資料やデータを添付して申してください。 (1) 企業・法人・店舗等 事務所、店舗の住所が記載されたもの（パンフレット、HP等） (2) サークル・同好会等 写真、広報誌等
5 営業許可証（飲食物提供団体） 1年間で当まつり以外の行事に出店した又はその予定がある団体は営業許可証のデータを添付してください。

申込期限
令和8年7月31日（金）まで

15 選考

申込内容、出店可能時間及び過去の出店実績での問題等を総合的に精査して、実行委員会で選考します。ただし、出店条件を満たす申込団体が多数あり、会場に入りきらない際は、公開抽選を行う場合があります。また、必要に応じて、申込団体へのヒアリングを実施させていただく場合があります。

16 出店団体説明会（及び公開抽選）

出店が決定した団体は、次の出店団体説明会に必ず出席してください。

説明会には原則「出店責任者」の方がお越しください。また、公開抽選の必要が生じた場合には、説明会冒頭で実施し、出店が決定した団体に対して説明会を行います。

日時 令和8年9月3日（木） 18：00受付 18：30開始
場所 海老名市役所4階 401会議室

17 変更の届出

提供する飲食物、使用する電気機器などに変更が生じた場合は、必ず申請内容変更届を実行委員会事務局に提出し、許可を受けてください。電話・FAXのみでの変更は不可とします。

変更期限 令和8年8月14日（金） 17：15まで
※これ以降の変更は一切受け付けません

18 出店ブースの位置

各団体の出店ブースの位置については、実行委員会で決定させていただきます。

※ 出店場所の要望は受け付けません。

19 出店責任

出店団体は、貴重品の管理など、自己のイベントに関して一切の責任を負うこととします。

20 保険への加入

出店団体の皆様は、「イベント保険」等に参加されることをお勧めします。

21 会計報告書の提出について

料金徴収する団体は、実行委員会が指定する書式の会計報告書を提出してください。

提出期限 令和8年11月27日（金） 17：15まで
※提出いただけない団体は、翌年度以降の市民まつりへの出店をお断りします。

22 アンケートへの回答について

市民まつり終了後、アンケートを送付させていただきますので**必ず**回答をお願いします。

※ 回答期限はアンケート送付時にお示しします。

23 緊急時の避難対応について

雷雨・地震等の自然災害等により、実行委員会で避難が必要だと判断した場合は、すぐに営業を停止し、実行委員会の指示に従ってください。

24 開店チェック

実行委員会及び消防署職員による開店チェックを8：30～9：30の間に順次実施します。

出店責任者が必ず立会いの下、開店チェック（申請品目、掲示物等）を受けてください。

25 閉店チェック

撤収時は、出店責任者立会いの下、実行委員会による閉店チェックを必ず受けてください。

実行委員会が、ブース内の状況（ゴミ、レンタル物品等）をチェックします。

閉店チェックを受けずに帰宅された場合、翌年度以降の出店をお断りします。

花火終了後、閉店チェックの準備ができた団体は実行委員会本部へ声をかけてください。

26 翌日清掃活動について

市民まつり翌日に、会場内の清掃活動を実施します。

各団体必ず1名以上のご参加をお願いします。

清掃活動にご参加いただけない場合は、翌年度以降の出店をお断りします。

清掃活動当日は、各団体ゴミ袋4枚（可燃ゴミ、ペットボトル、缶、不燃ゴミ）を持参してください。ゴミ袋は半透明で15ℓ～20ℓ程度の大きさのものを用意してください。

※ ご持参いただくゴミ袋については、一般的なビニール袋をご用意ください。

※ 清掃活動は、1時間程度を予定しています。時間などの詳細は、説明会でお知らせします。

27 個人情報の取扱い

提出していただく個人情報は、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例に基づき、適正に管理し、市民まつり事業にのみ使用します。

28 注意事項

（1）ブースを出ての歩き売りは行わないでください。

（2）ブースの様子は撮影を行い、広報等で使用する場合がありますので、ご了承ください。

（3）市民まつり以外のイベント開催情報を提供する場合があります。

（4）来場者及び関係者の安全、安心を第一に考え、実行委員会の判断の基、「募集内容」や「応募条件」などを変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

29 その他

(1) 商標権

商標登録がされている商品が無断で使用及び商用利用することはできません。
商標権には罰則規定があります。出店者の責任において商品を取り扱ってください。
商標登録商品の取り扱いの有無については、参加申込書の受付時に確認します。
商標登録商品の取り扱いについて「許可証」等をお持ちの場合は、持参してください。

(2) 出店停止

「市民まつり」出店者として、不適切な行為をした団体又は属する構成員を確認した場合、実行委員会の判断により出店を停止する場合があります。
また、翌年度以降の出店もお断りさせていただきます。

<過去の事例>

- (1) 出店時間を守らない
- (2) 飲酒をしながら営業をした
- (3) 閉店チェックを受けずに撤収する
- (4) 事前に申請のあった内容と異なる商品を提供する
- (5) 事前に申請のあった内容を超える電気量を使用し、周辺を停電させる
- (6) 翌日の清掃活動に参加しない
- (7) 火を扱った際に、大きな火の手となったことや大量の煙を発生するなどし、消防署から指摘を受けた場合やテントに著しい損傷を負わせた場合

※ 申込時にヒアリングを行い、上記等の不適切又は出店条件を満たさないと判断した場合は、出店をお断りする場合があります。来場者の安全確保のため、実行委員会が定める当要項の厳守をお願いいたします。

【問い合わせ先】

えびな市民まつり実行委員会事務局
海老名市勝瀬175番地の1 市役所5階（市民活動推進課内）
TEL (046) 235-4794 FAX (046) 231-2670